

平成 29 年 6 月 30 日
消 防 庁

「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」の公表

平成 26 年 6 月に閣議決定された国土強靱化基本計画において、非常用電源設備等の確保による事業継続性の確保が求められており、今後、非常用電源設備の更なる設置が見込まれます。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）では、競技場等に仮設の発電施設の設置が見込まれます。

そのため、消防庁では、非常用電源設備の設置の実態等を調査し、危険物に係る規制について合理化の必要性等の検討を行うとともに、仮設の発電施設の必要な安全対策について検討を行い、次のとおり検討結果がとりまとめられました。

- ①非常用電源設備の設置、増強等について障害となるような消防法令上の課題はないが、防火措置の方法等について運用方法の明確化を図り、消防本部に周知する必要があることとされた。
- ②東京大会における仮設の発電施設について、安全性を確保するための考え方や対応例がとりまとめられた。

【報告書概要（別添資料参照）】

(1) 非常用電源設備の危険物に係る規制についての合理化等に関する検討

ビル関係者、行政機関を対象とした実態調査から、非常用電源設備の設置、増強等について障害となるような消防法令上の課題はなく、消防本部と個別に相談すること等により解決可能なものであることがわかった。また、消防本部を対象とした実態調査から、非常用電源設備の設置等に係る消防法令の適用にあたり、以下の事項について、詳細な運用方法の明確化を図り、消防本部に周知する必要があることとされた。

- ① 非常用電源設備の「排気筒」に関する消防法令上の位置づけについて
- ② 非常用電源設備の排気筒が区画壁を貫通する場合の防火措置の方法等について
- ③ 屋上に設置する非常用電源設備の周囲に設ける空地の取り方について

(2) 東京大会における仮設の発電施設に関する検討

東京大会の開催に伴い設置される仮設の発電施設について、想定されるパターンを踏まえて消防法令上の技術基準に係る主な課題を整理し、東京大会における防災・危機管理体制の一環として危険物施設の適切な監視体制等が確保されることを前提として、安全性を確保するための考え方や対応例を示した。

※[報告書](#)全文については、消防庁ホームページ（[www. fdma. go. jp](http://www.fdma.go.jp)）に掲載します。



<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、池町係長

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

検討の目的

国土強靱化基本計画(平成26年6月閣議決定)において、非常用電源設備等の確保による事業継続性の確保が求められており、今後、非常用電源設備の更なる設置が見込まれる。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)では、競技場等に仮設の発電施設の設置が見込まれる。そのため、消防庁では、非常用電源設備の設置の実態等を調査し、危険物に係る規制についての合理化等の検討を行うとともに、仮設の発電施設の必要な安全対策について検討を行った。

検討会委員

座長 東京理科大学 総合研究院 小林 恭一教授

石井 弘一	全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー
岩崎 隆浩	(公財)東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会 エネルギー設備担当課長
大谷 英雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
菅野 浩一	川崎市消防局 予防部 危険物課長
高橋 典之	東京消防庁 予防部 危険物課長
田代 正則	(一社)日本消火装置工業会 副技術委員長
田村 裕之	消防研究センター 技術研究部 大規模 火災研究室長
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
長江 照夫	さいたま市消防局 予防部 査察指導課長
中嶋 利隆	(一社)日本ビルディング協会連合会 都 市政策担当参事役
中山 大樹	(公財)東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会 輸送施設整備 課長
西野 圭太	石油連盟 給油所技術専門委員会 委員
沼田 明	(一社)日本内燃力発電設備協会 技術部長
柳下 朋広	日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事
山口 克己	危険物保安技術協会 業務部長

検討課題

- (1)非常用電源設備の危険物に係る規制についての合理化等に関する事項
- (2)東京大会で設置が見込まれる仮設の発電施設に関する事項

主な検討結果

1 非常用電源設備の危険物に係る規制についての合理化等に関する検討

ビル関係者、行政機関に対する実態調査から、非常用電源設備の設置、増強等について障害となるような消防法令上の課題はなく、消防本部と個別に相談すること等により解決可能なものであることがわかった。また、消防本部に対する実態調査から、非常用電源設備の設置に係る消防法令の適用に関して、以下の事項について、詳細な運用方法を明確化し、消防本部へ周知する必要がある。

- ① 非常用電源設備の「排気筒」に関する消防法令上の位置づけについて
- ② 非常用電源設備の排気筒が区画壁を貫通する場合の防火措置の方法等について
- ③ 屋上に設置する非常用電源設備の周囲に設ける空地の取り方について

2 東京大会で設置が見込まれる仮設の発電施設に関する検討

東京大会において、仮設の発電施設の設置計画を円滑に策定できるよう、想定される設置形態に対して、消防法令上の技術基準を適用する際の主な課題を整理し、東京大会における防災・危機管理体制の一環として危険物施設の適切な監視体制等が確保されることを前提として、安全確保のための考え方や対応例を示した。

【想定される仮設の発電施設の形態と主な対応例】

